

市川 第 20200316-0200 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

市川市環境審議会
会長 後藤 政幸 様

市川市長 村越 祐民

一般国道 4 6 4 号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る
環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見に
ついて（諮問）

市川市環境審議会条例（昭和 4 7 年条例第 2 5 号）第 2 条の規定に基づき、別紙
を添えて下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

一般国道 4 6 4 号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価
準備書に対する環境の保全の見地からの意見について

理由書

一般国道464号北千葉道路は、千葉県北部で計画されている本市と成田市を結ぶ全長約43キロメートルの道路であり、このうち、鎌ケ谷市から成田市間は開通済または事業中となっている。

一方、本市から鎌ケ谷市間の約9キロメートルについては、昭和44年に一般道路の計画として都市計画決定されているものの、事業化がされていない状況にあり、先般、千葉県は成田空港など拠点への広域高速移動の強化や、周辺道路の渋滞の緩和、災害時の緊急輸送ネットワークの強化などを目的として、一般道路を併設した自動車専用道路を整備する計画としたものである。

当該道路は、環境影響評価法の規定に基づき、事業者が環境影響評価の実施が義務付けられている一定規模以上の一般国道の改築にあたり、また、都市施設として都市計画に定められるものであるため、都市計画決定権者である千葉県知事が事業者に代わってその手続を実施しているものである。

今般、同法第20条第2項の規定により、千葉県知事から市川市長に対し、環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について照会があったことから、当該意見の作成にあたり、市川市環境審議会に諮問し、意見を求めるものである。